

## 第2回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年4月10日(木) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**  
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵、  
5番 濱口佳史、6番 金子俊博、7番 橋田美和、9番 松本昌子、  
11番 酒井博一、12番 矢野健巳、14番 山本勝也  
**【推進委員】**  
2番 弘瀬正彦、4番 宮川一郎、5番 小橋誠一、  
6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**  
8番 伊芸精一、10番 垣谷征志、13番 ハジィフ泉  
**【推進委員】**  
1番 矢野司、3番 若藤陽介
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)  
議案第2号 非農地証明願について(3件)  
議案第3号 黒潮町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する告示について
  - (3) その他の討議・報告事項について  
農業委員会の業務について

議長 それでは、第2回農業委員会4月定例会をただいまより開催いたします。  
まず最初に出席委員の確認及び議事録署名人の指名をいたします。  
本日の欠席議員さんは、議席番号8番、〇〇さん。  
〇〇さんと〇〇さん。  
推進委員さんの方で2番、〇〇さん。  
3番の〇〇さんの5名となっております。  
本日の出席委員さんが過半数に達していますので、この会議は成立することを宣言させていただきます。  
次に本日の議事録署名人さんですが、〇〇さん、〇〇さんをお願いしたいと思います。  
よろしくお願ひいたします。  
それでは各議案の審議に入っていきますと思います。  
議案第1号農地法第3条許可申請について1件出ていますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページ目をお願いします。  
1ページ目から、ご説明させていただきます。  
まず、議案第1号農地法第3条申請1件出ております。  
番号1番、〇〇さん、譲渡人となっております。  
譲受人、〇〇さんです。  
申請地としまして黒潮町不破原字城谷176番1、畑、110平米。  
同じく字城谷191番1、畑、176平米。  
字コデン304番1、田、1211平米になっています。  
理由としまして所有権の移転、売買となっております。  
続いて2ページ目からお願いします。  
場所としまして不破原地区になっておりまして、中央右上から左下に伸びておりますのが国道56号です。  
申請地1番2番の辺りなんです、左下の方にですね、〇〇さんがありまして、そういった位置関係の場所になっています。  
3番の方ですが、この申請地の右上に見えておりますのが〇〇さんの倉庫になっています。  
続いて3ページ目をお願いします。ゼンリンの地図となっておりますので、ご確認をお願いします。  
続きまして、4ページ目が拡大の航空写真です。

1番2番とそれから3番がちょっと場所が離れてるので、それぞれ分けて、説明をさせていただきます。

続いて5番、5ページ目が公図となっております。続いて6ページ目が1番の現況写真となっております。

続きまして7ページ目が、2番の現況写真となっております。

続きまして8ページ目ですけども、3番の航空写真となっております。

申請地右上に見えておりますのが〇〇さんの倉庫です。

続きまして9ページ目が公図となっております。

10ページ目が3番の現況写真となっております。

続いて11ページ目が、三条調査書ですので、こちらで読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。

第2項第1号の全部効率利用につきまして、譲受人は主に水稲、果樹（栗）ですね、季節野菜（白菜）などを栽培しており、今後の営農予定の状況などから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

作業従事者として、ご本人となっております、所有機械として、管理機となっております。

第2項第2号については該当がありません。

第3号信託についても適用ありません。

第4号の作業常時従事につきまして、譲受人は作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。年間150日の作業従事日数となっております。

第5号の転貸には該当しません。

第6号地域調和につきまして、所有権移転後は引き続き果樹、季節野菜などを栽培する予定であるため、周辺状況などに影響はないものと見込まれます。

田んぼもありましたので、これに水稲も作付けされるようです。

こちらなんですが、申請番号2番の土地、7ページ目になりますが、〇〇ということで聞いています。事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんの方で報告をお願いします。

〇〇委員 はい。

〇〇さんのお宅に2回伺ったんですけど、お留守で会うことができませんでした。

〇〇さんの隣の家における、〇〇さんがおられて、お話を聞くことができたんですけど、6ページの現況写真。

この赤で囲んである部分は国道の下にあるところで、栗の木と柿の木が植わっていました。おそらくこの栗の木などを管理していかれると思います。

そして、次の7ページですけど。赤枠のところは、この写真では草がいっぱいですけど、見に行ったときはきちんと雑草も引かれて、何やらあれは焚き木をしたときの灰のようなものも畝の上に巻かれて、多分これからの家栽を植えるのかなと思うような状態に、きちんとされていました。

このもっと上の方のところは何かキンカンだったかなんかの果樹が一本立っていて、これ全体土地ですもんね。

奥の方は畑とかには利用されているようには見えなかったですけど、この手前のところはきちんと耕作されているように見えました。

そして、10ページです。この倉庫の下のところの田んぼですが、きちんと畔が作られていて、草が見えんぐらいきれいにたたかれておりました。

はい、以上です。

議長

ただいま担当員さんの報告ありましたがこれについて事務局もありましたが、意見とか質問なんかありませんかね。

農地法の3条というのは農地を農地として利用するということが条件になってますので、実際に〇〇さんも、管理機なんかも持って農業をされると思いますので、よろしいかと思われませんが、ちょっと初めての方もおられますので、ちょっと確認で11ページ開けてくれますか。

3条申請の中には、この12ページの3条調査書が出てきます。

その中で、以前は30アール3反以上を耕作していないといかんという条件も、この中にありました。

昔自分がおるときにはもう30アール以上の土地を農地を作ってなかったら、農地を所有することができなかったんですけど、改正がありまして、農地はもう全然持たなくても構わんということになっています。

それと、自分も当時事務局やったとき、どうして30アールを持たなきゃいかんがやろということで県の職員に聞いたんですが、30アール持っていないと、経営ができていかんということで、そういうことを聞いたことがあります。

それと幡多郡内の農業委員会は全部30アールでした。

また他の市町村なんかによっては下限面積が違ったこともありましたが、それと年間作業日数150日は、変わってないですね。

この中の第4号が、年間150日以上要件ですので、これはもう最低でも150日以上、年間農業従事日数が必要なことになります。

それと一番下のところですが、地域調和ということで、農地を取得して栽培するものによって、周辺の農地に影響を与えたらいかんということで、引き続き果樹とか野菜、水稻ですので周りに影響がないということで、ここを見てこれやったら構わないということで、仮に何か果樹なんかで消毒せないかんもんなんかを、ここで植えることになったときには、住宅なんかもあつたりしますので、そういう場合、地域状況としてはちょっと承認できないんじゃないかと思います。

他に意見とか質問ありませんかね。

ないようでしたら、議案第1号の3条許可申請の承認を受けたいと思います。

第1号議案に賛成される方の挙手をお願いいたします。

はい。挙手全員です。ありがとうございました。

続きまして、第2号議案の非農地証明願3件出ています。

事務局よりお願いいたします。

事務局

また1ページの方をお願いします。議案第2号の非農地証明願です。

まず番号1番、願出人、〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町加持字西中ノタハ2527番、畑357平米です。

願出理由としまして、少なくとも40年以上耕作をしておらず、約30年前に仕事の作業場として倉庫を建てたとのこと。

12ページからお願いします。

まず航空写真となっておりますが、場所としまして左上の方に集活センター北郷が見えておりまして、そちらの手前約300メートルぐらいの位置にある場所となります。

次の13ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、14ページが拡大の航空写真です。すいません、こちら、赤い線を境界線として引かせていただいているのですが、ごめんなさいちょっとここ私が引き間違ってます、もう少し、これL字型の白い倉庫があるかですが、ここに沿った形で境界線があるようです。

ですので、ちょっと右側の方に境界線がよってきます。訂正をお願いします。

続いて、15ページが公図となっております。

こちらの願出地の上にあります2529番地というところが、〇〇さんのご自宅になります。

16ページが現況写真となっております。

〇〇さんご自身が事業をされておまして、そちらで使われる〇〇になっているようです。

約30年以上前に、ここ農地だったんですが、そこに倉庫を建てているという状況です。

非農地証明願の要領の中に、転用事実行為から20年以上経過したものということで規定をされておりますので、今回これに該当しますので、承認できると考えられます。事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして担当員さんの方よりお願いします。

〇〇委員 今月の6日に現地に向いました。  
〇〇が経営されている事業者さんのようです。ちょうど〇〇がおられまして、現状畑にする予定もないし、倉庫として使うということで、16ページを見ていただきましたら分かると思いますが、もう畑になるような予定はないということです。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。  
このことについて意見なり質問はありませんか。ないですかね。  
少し14ページを見てもらっていいですか。  
14ページの赤枠で囲まれちょっと見たら、L型の倉庫の他にも畑となっちょっと部分があるので、この畑のままやったらちょっと非農地としては認められんのかなと思って事務局にもちょっと確認しましたら、先ほど事務局の方から訂正がありました。L字型の方に寄った筆だということで、実際に16ページの写真見たらもうほとんどコンクリート打設してますので、農地としては復元できんところなんです。これやったら非農地として認めてもよいかと思うがですけど、ひよっとですけど15ページの公図見たときにちょっと面積が広いので、この畑も入っちょっとかなとも思うがやけど、入ってなかったら別にこれで認めて構わんと思いますが、非農地証明願というのは申請してから農業委員会の方で、証明を出します。

2,000円の手数料で、それをもって法務局の方に行きまして、地目変更するがです。今、現状が畑ですので、雑種地になると思いますので、変更します。

そうしたときに法務局の方が、現地を見る、見に来る場合があります。

行政書士さんが作成した分やったら見に行かんかもしれませんが、そういうときもありますけど、個人で申請した場合は、よく法務局の方が現地に来て、それで地目変更なんかを認めてもらえると思います。

ちょっと余談ですけど自分がやるときもうもうこれはもう農地と復元できんいうことで、非農地証明を農業委員会で認めたわけですが、法務局の方がどうしてもいかんということで、どうしていかんがですか言うたら、〇〇さん1回また現地見てくださいということで、行ったらきれいに草が刈り上げられてしまっておりまして、それで認められなかった場合もありました。

実際に16ページの方見たらもうすでにコンクリートってますので、農地として復元できませんので、これではよろしいかと思いますが、それでは非農地証明願の1番について承認を受けたいと思います。

承認される方の挙手をお願いいたします。

はい。

ありがとうございます。挙手全員で承認されました。

続きまして、非農地証明願の2番お願いいたします。

事務局 また1ページをお願いします。非農地証明願の番号2番です。

願出人、〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町拳ノ川字西谷2200番59、畑、148平米。

同じく拳ノ川字才原田731番、畑、62平米。

同じく拳ノ川字上西ノ路990番1、畑、93平米、同じく拳ノ川字荒谷1028番、畑、52平米。

同じく拳ノ川字城ヶ谷1098番、畑、13平米、同じく拳ノ川字北ヲンヂ1106番、田、42平米。

拳ノ川字山本田、1157番、畑、99平米。拳ノ川字笠松ノ下1310番、田、92平米。

拳ノ川字入道1377番口、畑、39平米。同じく字入道2351番口、畑、495平米となっております。

願出理由としまして、約30年前まで耕作していたが、体調などの理由により農業をやめた。現在は草木が繁茂している状況であるとのこと。

17ページからお願いします。

場所がかなり点在しておりますので、場所ごとに掲載をさせていただいております。まず2の1番としまして、こちら17ページの航空写真です。

拳ノ川小学校からやや南の方にいった場所の山の中となっております。

18ページが、こちらの拡大航空写真です。

そして19ページが、こちらの場所の公図となっております。続いて20ページが2の2番の航空写真です。

場所は小学校から奥の方に若山の方に入っていきます、その下に菌茸工場が見えておりますが、そちらのやや奥になった場所となっております。

続いて21ページが、こちらの拡大航空写真です。22ページが公図となっております。

続いて23ページが、こちらの現況写真となっております。

こちらの手前に、お家があって、〇〇さんという方が昔ここをお借りして耕作していたということをお聞きしましたが、もう今はこのように山林化しているという状況になっています。

次に24ページが願出地3番の航空写真です。

こちら場所の方が拳ノ川小学校から若山の方に行かずに、北の方に進んでいった場所になります。

続いて25ページが拡大の航空写真です。

26ページが公図となっております。

27ページが現況写真です。

こちらイノシシの柵が張られているんですが、この柵よりまだ外側になっていて、この写真のように山林化している場所となっております。

続いて28ページが願出地4番から10番までの航空写真となっております。

航空写真で確認しましてもかなり山林化している場所となっておりますので、すちょっと現地までなかなか行くことができなかったのもので、航空写真をもって非農地の確認をさせていただきたいと思います。

29ページが、願出地4番の拡大航空写真です。

30ページが公図となっております。

すいません。

続きまして31ページが、5番から8番までの拡大航空写真となります。

すべて山林化しているという場所となっております。32ページから35ページまでがこちら5番から8番までの公図となっております。

続きまして36ページが9番、10番の航空写真となっております。

どちらも山林化している場所になります。

37ページ、38ページがこの9番10番の公図となっております。

なかなか今回の件については現地に行きにくい場所が多かったので、すいません、行けるところは現況写真を撮ってきたんですが、それ以外のところについては、航空写真で確認とさせていただきたいと思います。

非農地証明願2番については以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは担当委員さんの方から、ありますか。

〇〇委員 見ての通り、どこも入るところがない。原野です。非農地として別に問題ないと思います。

〇〇さんは、どうするがやろ。

その40年ぐらい前に〇〇へ移って行って、もう戻って来ることがない。

家の方も売買しちょう。

別に非農地で問題ないと思います。

議長 担当委員さんの説明は終わりました。

意見とか質問はありませんか。

実際、今、事務局の説明もあったのですが、資料を見ても山林化して、現地にも入っていきにくいところです。

頑張って、現地の写真撮ってきて資料としてつけてもらってます。

こういうような原野化というか、山林化してますので、農地としてはもう復元できませんので、それと非農地証明で承認された場合、農業委員会のほうから承認の農業委員会会長の判を押して証明書渡して、法務局行って、山林などになった場合にはもう所有権の移転というのは自由にできます。畑として売る場合は、3条申請ですが、非農地となった土地はもう誰でもそこを自由に売買することができるようになります。

それでは承認を受けたいと思います。

非農地証明願の2番について承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員で承認されました。

続きまして3番の方をお願いいたします。

事務局 1 ページをお願いします。  
非農地証明願の番号3番です。  
願出人、〇〇さんです。  
こちら先の3条申請、譲渡人の方です。  
番号3番、願出地としまして黒潮町不破原字小谷209番1、田、252平米。  
同じく不破原字藏谷260番3、田、111平米、同じく字藏谷261番1、田、692平米。  
不破原字コデン299番1、畑、1,538平米。  
不破原字ヲロダバ332番1、畑、293平米、同じく字ヲロダバ332番4、畑、13平米、同じく字ヲロダバ333番1、田、325平米。  
不破原字上正寿庵山471番8、畑、115㎡です。  
願出理由としまして、少なくとも平成13年頃から耕作されておらず、現在は雑草雑木が繁茂し、農地への復旧は困難である、とのこと。  
39ページからお願いします。  
まず航空写真となっておりますが、こちら先の3条申請で出ていた不破原の場所と近い位置関係となっております。  
中央、左側に見ておりますのが先ほど申し上げました〇〇の倉庫となっております。  
次の40ページですけども、1番から3番までの拡大航空写真となっております。  
続きまして41ページ、42ページが公図となっております。  
続きまして43ページが願出地4番の拡大航空写真となっております。  
続いて44ページが4番の公図となっております。  
続きまして45ページが4番の現況写真となっております。  
続きまして46ページが、5番から8番までの航空写真となっております。  
47ページが、5番から7番の公図となっております。  
48ページが同じく5番から7番の現況写真となっております。  
また続きまして、49ページが8番の公図となっております。  
50ページが同じく8番の現況写真となっております。  
すべて現地確認したところでは、草木が繁茂して山林化しているという状況になっております。  
事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

担当員さんの方からありませんか。

〇〇委員 今事務局が言ってくれたのと同じです。

もう町道の方から願出地を見たのですが、もうほとんど山林化していました。  
39ページにある願出地4番っていう、ちょうど中央にある辺りの田んぼと田んぼの間に何かこんもりとして茂ったところがあるかですが、ちょうどそこへ行く道があったので行こうと思ったら、イノシシの柵をしてもぼっちり止めたりしておいたので、入っていくことができませんでしたがちっちゃい竹がいっぱい生えていたり、もうとても手がつけれるような状態では、ないように見えました。  
非農地として大丈夫だと思います。

議長 はい、ありがとうございます。

これからもこういう航空写真でしか確認できない場所が出てくるかもしれませんが、無理に行かないようにしてください。  
事務局の方はできるだけ現況写真を取りに行ってもらいますけれど、もう事務局もあんまり無理せんように、航空写真で見てもうその山林化ってことわかりますので。  
1つこれはちょっと資料の確認なわけですが、48ページ。  
議案番号2番が3番の間違いのところ。

事務局 ごめんなさい。そうですね。

番号2番は終わってるので、番号3番ですね。すいません。

議長 大体もう先ほどの2番と同じように山林化してますので。

それで、承認してよいかと思いますけど、3番についての承認を受けたいと思います。

非農地証明の3番について承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます挙手全員で承認されました。

続いて、議案3号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する告示について」です。

事務局 ごめんなさい。議案3号なのですが、資料をコピーし忘れてしまって、急ぎコピーしてきますので、少しお待ちいただけますか。申し訳ありません。

議長 では、少し休憩とします。

(休憩)

事務局 お待たせしました。申し訳ありません。

お時間いただきまして議案の方コピーしてきました。

議案第3号に関しまして、「黒潮町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定の一部を改正する告示」というものが、出されます。

最適化推進委員さんを募集するにあたり、応募の要件で、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人」という応募要件の制限があります。

この中の禁錮のところを刑法の改正でですね、拘禁刑っていう文言に変わったので、それに伴って、今回、この最適化推進委員の委嘱に関する規程についても中身の文言を拘禁刑に一部改正するという協議です。それを農業委員会の中で承認をさせていただきます。

今回の議案にかけるのは、推進委員さんの委嘱分だけなんですけど、農業委員さんの任命についても同じ文言があるわけですが、それは町長の任命によるものになってくるので、町長部局での告示になってくるので、この農業委員会にはかけなくてもいいということです。

推進委員さんの委嘱に関しては農業委員会規程ですので、この場での承認が必要となります。

議長 それでは議案第3号事務局から説明がありましたが、もうこれは法律の改正によりこういうことになっていますので、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい。ありがとうございます。

挙手全員で承認されました。

議案は以上ですので、議事録の録音を止めさせていただきます。

(午後2時54分終了)